埼玉県西部地区テニス協議会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は、埼玉県西部地区テニス協議会(以下『本会』)と称する。
- 第2条 本会は埼玉県西部地区のテニス団体を統括し、テニスの普及発達をはかり、テニスの親睦、品性の陶冶及びスポーツマンシップの高揚に資することを目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1)テニス大会の開催ならびに技術向上強化に関する事項
- (2)埼玉県テニス大会の事業の共催、県テニス大会への選手の推薦
- (3)その他本会の発展向上のため必要な事項
- 第4条 本会は、埼玉県テニス協会に所属する。
- 第5条 本会の事務所は、会長の指定するところに置く。

第2章 会 員

- 第6条本会は、次の会員をもって組織する。
- 1. 埼玉県西部地区の各郡市テニス協会

第7条

- 1. 本会に入会しようとする者は、所定の手続きにより申し込み、また、退会しようとする者は、その理由を記して届出るものとする。但し、会員を構成するものは、西部地区の郡市協会とする。
- 2. 入退会は、本会理事会の承認を要する。
- 第8条 会員は別に定める細則により会費を納入するものとする。
- 第9条 会員にして本会則に違反するか、または、本会の対面に傷をつけた行為ありと認めたときは、理事会の決議により除名することができる。

第3章 役 員

第10条 本会に次の役員を置く。任期は2年とし重任を妨げない。

会長 1名

副会長 若干名

理事 若干名

監事 若干名

委員 若干名

他に名誉会長、顧問、および参与をおくことができる。

第11条

- (1)会長、副会長は、総会で推挙する。
- (2)会長は本会を代表し、会務を統括し、総会の議長となる。副会長は、会長を補佐し、会

長事故あるときはその職務を代行する。

- (3)会長、副会長は理事の資格を有する。
- 第12条 理事は加盟郡市協会から推薦し総会で選任する。別に会長は理事若干名を推薦することができる。
- 第13条 監事は総会で選任する。
- 第14条 理事は理事会を組織し、総会決議事項を執行し、かつ会務を処理する。
- 第15条 監事は、本会会計を監査し、総会、理事会に出席し意見を述べる。
- 第16条 委員は会務を処理する。
- 第 17 条
- (1)名誉会長、顧問および参与は、総会で推挙し、会長が委嘱する。
- (2)名誉会長、顧問および参与は、総会および理事会に出席して諮問に応ずる。
- (3)任期は定めない。
- 第18条
- (1)役員は、任期満了でも後任者が就任するまではその職務を行う。
- (2)役員補充による役員の任期は前任者の残余期間とする。

第4章 会 議

第19条 本会の会議は、総会、および理事会とする。

第20条

- (1)会議は構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- (2)会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。可否同数の時は議長がこれを決する。
- (3)会議の構成員は、書面により、または代理人に委任することにより議決に参加することができる。
- 第21条 総会は、会長が召集し、その目的、日時および場所を10日前までに通知しなければならない。
- 第22条 定時総会は、毎年1回3月または4月に開催し、次の議案を審議する。
- (1)予算および決算
- (2)事業計画および会務事務報告
- (3)本会則で規定した事項
- (4)その他必要事項
- 第 23 条 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または 5 分の 1 以上の会員から要請のあったとき随時これを開催する。
- 第24条 理事会は、会長が招集する。
- 理事会は、会務に必要な事項および緊急事項を審議しこれを執行する。

第5章 会 計

第25条 本会の経費は次に掲げるもので支弁する。

- (1)会員負担金
- (2)事業収入
- (3)その他の収入

第26条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。

第27条 予算は、会計年度の始めに総会の承認を得て決定する。

決算は、会計年度の終了後、監事の監査を経て総会に報告しその承認を得なければならない。

付 則

- (1)本会則は総会の議決がなければ変更することができない。
- (2)本会則の執行に必要な細則は理事会で別に定める。
- (3)本会則は平成27年4月1日から施行する。